

## 復興特区にかかる税制上の特例措置 ～適用に関する手続きの流れ～

### ① 田村市へ事業者指定の申請

指定を受けようとする法人または個人事業者(以下、「法人等」)は「指定事業者事業実施計画書」とその他必要な事項を記載した「指定申請書」を田村市に提出していただきます。

### ② 田村市による事業者指定

福島復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う法人等からの指定の申請に基づき、指定要件を満たしている法人等に田村市が「指定書」を交付します。

### ③ 指定に係る事業の実施状況報告

指定を受けた法人等は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1カ月以内に田村市へ提出していただきます。

### ④ 田村市による認定書の交付

田村市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施報告書の提出を受けた日から原則として1カ月以内に、指定を受けた法人等に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。

### ⑤ 確定申告

田村市から認定書の交付を受けた法人等は、証明書類として認定書を添付し、税務署等に確定申告を行います。

【例】 7月に事業者指定を受けたい場合  
※決算時期: 個人 12月  
                  法人 3月 として

① 6月 田村市へ「指定申請書」及び「指定事業者事業実施計画書」を提出

② 7月 復興推進計画が認定(H24.4.20)された日以降に  
・事業の用に供したもの  
(ただし、取得日の同一会計年度内のものが対象)  
又は、田村市より「指定書」交付日以降に  
・被災者に対して支払われた給与等が、控除対象

③ 事業年度終了後、1カ月以内に「実施状況報告書」を田村市へ提出  
個人事業者 12月決算 1月に報告書提出  
法人事業者 3月決算 4月に報告書提出

④ 認定書交付  
報告書提出を受け、認定書を交付  
個人事業者 2月認定書交付  
法人事業者 5月認定書交付

⑤ 確定申告  
個人事業者 2月～3月確定申告  
法人事業者 5月確定申告